

# 比翼の束 第六十四回

ひよく たばね

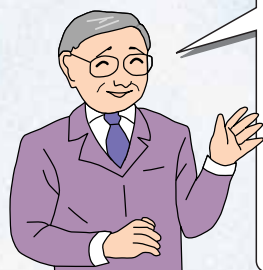
## これまででの9カ月を振り返って 放射性汚染指定廃棄物の最終処分場問題

忘れることのできない昨年9月3日、環境副大臣が突然矢板市を訪問し、「放射性セシウム濃度が8,000ベクレル以上の焼却灰・汚泥などの指定廃棄物の最終処分場候補地として、矢板市塩田字大石久保の国有林を指定した」ことを伝えられた。

突然のことで驚きと同時に、自治体を無視した環境省のやり方に怒りをこらえきれず、「はつきりとお断りします」と拒否させていただいた。あの時からすでに9カ月が経過しようとしている。

痛くもかゆくも何ともない。もちろん味もない臭いもない。けれども空間線量を測定すると針が振り切れ、ア

私(市長)の思いや願いなどを市民の皆さんにお伝えします。



ラームが鳴る。外部被ばくだけではなく、内部被ばくもある。

放射性物質が口から鼻から入って気管を通って肺に入る。放射性ヨウ素が甲状腺ガンを誘発する。

26年経っても住むことができない。30km圏内の地域は、今も人が戻れず、廃墟となって誰も住んでいない。チェルノブイリ原発事故の記事をとっさに思い出した。

昨年9月24日、市民、議会、行政が一丸となって「指定廃棄物最終処分場候補地の白紙撤回を求める矢板市民同盟会」が設立され、市民力を結集した必死の運動が国の姿勢を転換させた。昨年12月の政権交代によって、前政権下での選定経緯を検証し、選定をやりなおす結果になったのである。

私たち矢板市民が候補地の白紙撤回を求めるのは、地元住民、矢板市を全く無視した国の一方的な姿勢に対する怒りだけではない。

候補地であった塩田字大石久保の地は、矢板市民の地下水源、水道水源であり、市民の命の源である飲料水源である。塩田ダムは、広く下流域の水田

をも潤す農業用ダムである。この近辺には関谷断層が走り、活断層に対する判断のあいまいさ、さらには活火山である高原山の火口から南東約10kmに位置し、高原山の火山山麓地域でもある。

しかも貴重な高原山黒曜石が出土し遺跡が分布している。

候補地選定にあたっての環境省の言う「適地」とは何なのか。

また計画する最終処分場施設は、放射性物質を長期に渡って遮断するため遮断型理立構造とし、その安全性は確保されると強調している。

そして今、最終処分場の候補地となっただけで、矢板には住めない、矢板には行かない、矢板の農産物は買わないなど、さまざまな風評被害に市民は苦しんでいるのである。

現在環境省は、これまでの選定経緯の検証を踏まえて候補地選定を見直し、候補地選定の対象となっている宮城、栃木、茨城、千葉、群馬の各県で市町村長会議を開催し、意見を聴取するとともに、国の有識者会議を開催するなどとして、選定のやり直しを進めている。

しかし、矢板の候補地であった塩田が除外されたということではない。環境省は特措法に基づく基本方針において「指定廃棄物は、それぞれの地域における焼却処理や上下水道の処理、農業活動などに伴って生じており、地域

の問題として解決する必要がある、排出都道府県で処理する」としているのである。しかし一般廃棄物については、法律によって排出した自治体が処理する原因者責任主義がとられているのである。

8,000ベクレル以上の指定廃棄物は、東京電力福島原子力発電所の爆発事故に起因するのであって、排出したそれぞれの都道府県で処理するということには疑問がある。

市町村長会議で、このことについて強く主張したが、環境省は基本方針を変えないとしており、有識者会議もその方向で進められている。

この基本方針が変わらなければ、矢板市塩田が候補地から除外されるといふ保障はなく、再度候補地となってしまうこともあり得るのである。

国の有識者会議では、現在施設の安全性、候補地選定にあたって除外すべき地域安全・安心確保のための選定評価の項目、評価の方法など候補地選定にあたって極めて重要な事柄について検討されている。

これまで3回会議が開催され、その都度傍聴していたが、時間的な制約もあつて議論が深まることには無理があるように感じた。

いずれにしても地元の理解が得られなければ指定廃棄物の最終処分場設置は不可能なのである。

※タイトルの「比翼の束」とは、市民と行政を翼に例え、ふたつを束ねてまい進するさまをイメージしています。